平成２０年（フ）第９０１０号
大阪府高槻市栄町１丁目12番１号
債務者　毛利　好憲
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１７５号
大阪府吹田市五月が丘北13番33―202号
債務者　海津　英二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６５８号
大阪市此花区高見１丁目６番26―1013号
債務者　庵地設備こと　庵地　久雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２７号
大阪府寝屋川市長栄寺町22番18号
債務者　後藤　康成
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６２号
大阪市港区市岡元町２丁目４番27号
債務者　三木　秀一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９９号
大阪市平野区長吉長原１丁目８番15―210号
債務者　畠中　俊彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５５号
大阪市鶴見区放出東３丁目２番58号
債務者　中村　公子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８１５号
大阪市淀川区塚本４丁目６番５号
債務者　小谷　孝志
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０９号
大阪府八尾市南木の本２丁目１番地の30
債務者　福本　雅穂
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１３５号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―203号
債務者　片岡　昭二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１８２号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ４―106号
債務者　松江　孝一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１８９号
大阪府高槻市若松町５番１号
債務者　大槻　和美（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２８号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋北１丁目４番20号　ホテルロータリー403号室
債務者　北島　好男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２３９号
大阪府東大阪市若江南町３丁目８番48号
債務者　田村　富夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４０号
大阪府東大阪市若江南町３丁目８番48号
債務者　はじめ食堂こと　田村　末子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４１号
大阪市平野区加美北２丁目２番15号　グリーンハイツ加美101
債務者　三矢昌男こと　梁　　昌男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２５３号
大阪市淀川区木川西４丁目３番36号　ハイムタイヨー306号
債務者　石原扶佐子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２６７号
大阪府大東市栄和町２番14号
債務者　芝原佐代子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部